

令和4年度第2回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議（資料）

1 相談体制の整備、会議の実施

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式 （4/26委嘱状送付）
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体 6月17日開催 オンライン
 - ② 圏域別 11月7日 11月10日 11月11日 11月15日 11月17日 実施
 - ③ 全体 R5.3月16日開催予定
- (3) 障害者差別解消支援ネットワーク会議
 - ① R4.8月22日開催 オンライン開催 8/16 委嘱状・任命状発送
 - ② R5.2月28日開催
- (4) 相談業務
 - ・ 障害者差別地域相談員44名配置（県委嘱）
 - ・ 県障害福祉課に障害者差別解消推進員2名配置
 - ・ 障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に当たる。

2 周知・啓発活動

- (1) 県政出張講座 10/20 富士川町立鯉沢小学校5学年 開催
受講者 18名 H28年度から 92回 受講者約 4560名
- (2) 「ネットワーク通信」 令和4年度 5号発行 （通算49号） R5.2.28現在
- (3) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - ・ 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼
 - ・ 令和4年5月31日現在 811事業所登録
 - ② 障害者週間の取組
 - ・ やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集 （7月～9月）
応募数： ポスター 21点（小中 14点 一般 7点 前年度比 1点）
標語 94点（小中 92点 一般 2点 前年度比 -256点）
 - ・ 障害者週間周知啓発キャンペーン（12/2 JR甲府駅南口）
 - ・ 障害者の主張大会（12/7 県防災新館）
 - ③ ホームページを通じた広報等
やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼
- (4) その他
 - ① 県自立支援協議会権利擁護部会3回（10/25, 1/11, 2/7, ）
 - ② 県と地域の合同自立支援協議会（12/2）
 - ③ 県職員の研修会
バリアフリー推進責任者を対象とした「心のバリアフリー推進講座」の開催
（11/22. 11/25. 11/28. 11/30. 開催）

3 令和4年度 障害を理由とする差別に関わる相談

※	令和4年度に受けた相談件数	15件	(令和5年1月31日現在)
	令和3年度に受けた相談件数	37件	(令和4年1月31日現在)

- ・ 県の相談窓口寄せられた相談件数で市町村窓口は含まれない。
市町村、障害者差別地域相談員が受けた相談件数については、現在調査中である。
- ・ 年度の同時期の相談件数は、22件のマイナスとなっている。

4 障害者差別地域相談員研修会（地域別研修会）での主な意見

11月7日 11月10日 11月11日 11月15日 11月17日 実施

相談件数の減少について

- 昨年より相談件数が減っているということだが、新型コロナ以外にも、相談のしづらさや周知が不徹底といったことがあるかもしれない。分析をし、そのうえでアプローチすることが必要である。
- 差別を受けたとき、相談者が事業者に直接訴えた場合、解決したときにその差別等は表面に出てこないのではないか。
- 相談件数が少なくなってきた。周知や認知度が下がっているのではないか。新型コロナの関係だけではなく、相談にたどり着く道筋がわからないのではないか。
- 相談件数が少ないのは、コロナの影響があるかもしれないが、障害者に周知されていないこともあるのではないか。また、障害者差別の解決事例が役に立つのではないか。
- お金や就職などの相談が多い。コロナになってから多くなってきた。

障害当事者に関わって

- 親が子どもに対し、「この子はできないから。」と決めつけてしまい、それ以上物事が進まない。
- 障害者自身が障害者を差別していると感じることがあった。施設を選択するとき、「あの人たちとは違う。」という発言があった。
- 知的障害の女性に権利の行使を進め、サービスの提供を行っても、本人が「私は障害者ではない。」と固辞している。手帳を持っていること自体もいやそうである。親も理解に欠けている部分もあり、今後どうしていったらよいか。
- 知的障害や精神障害の方は、今困っていることを今解決してあげないと忘れてしまうことが多い。
- 一般の方も、高齢者への対応の仕方はわかるが、障害者への対応はわからないのではないか。

障害者差別解消法に関わって

- 法の改正により、合理的配慮の提供が義務となる。内容等の周知が必要である。事業者側の相談場所も必要ではないか。
- 障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の義務化に際し、事業者への補助金があれば助かる。

その他

- ジェンダーに関する相談についてはどうなっているのか。
- 療育手帳が改良されたが、バスやタクシー会社への周知はされているのか。紙だと、ボロボロになってしまうのでカード形式にはならないか。
- 選挙の投票用紙が小さくて滑るので書きづらい。文鎮があつたりするとよい。現在職員が手伝っている。期日前投票など時間に余裕があるときに来ていただくのも方法の一つである。

担当：山梨県福祉保健部障害福祉課
障害者差別解消推進員 河野・渡辺
(TEL: 055-223-1362)